

6. 大阪府の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

＜公立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	5.0	6.1	7.2	8.8	8.9	14.5	24.8	26.8	35.3	79.7	98.6
中学校	24.8	38.0	44.0	41.3	35.9	39.5	44.5	40.0	43.3	76.6	100
高等学校	28.7	28.9	34.3	32.7	25.6	32.7	33.3	30.9	30.1	85.2	100

(政令市を除く、平成22年度；小学校623校、中学校291校、高等学校（全日制）138校)

【参考】＜私立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	20	21	22
中学校	11.7	64.5	87.5
高等学校	23.2	70.3	96.1

(平成22年度；中学校64校、高等学校・中等教育学校102校)

近年、大阪府内における大麻乱用少年の検挙・補導人数が増加傾向にあることに加え、平成21年度には、大阪府内の高校生と中学生が大麻所持容疑で逮捕・補導されるという事案が発生した。大阪府教育委員会としても、薬物乱用の低年齢化と子どもたちの間で広まりつつあることともに、子どもたちの生活や行動が大人から見えにくくなっていると認識し、府立学校及び市町村教育委員会に対し、教職員の意識向上、保護者への啓発、薬物乱用防止教室の開催など薬物乱用防止教育の計画的な実施などを通知した。

薬物乱用対策には大阪府全体としての取組が必要であることから、大阪府健康医療部薬務課、大阪府府民文化部私学・大学課、大阪府警察本部、政令市教育委員会とともに「薬物乱用防止対策関係機関連絡会議」を設置し、大阪府内の学校での薬物乱用防止教育推進のために連携を始めた。同連絡会議では、主に学校での薬物乱用防止教室開催を支援するため、講師の資質向上や派遣調整等を行うことにより薬物乱用防止教育の充実を図った。

さらに、大阪府教育委員会では、政令市を除くすべての公立小学校、中学校、高等学校（定時制及び通信制を含む）及び府立支援学校（特別支援学校）の薬物乱用防止教室の開催状況・予定を把握し、実施率の向上を図った。平成22年度は7月末、10月末、12月末の三度の調査を実施することにより、中学校及び高等学校での実施率100%を達成した。平成23年度も引き続き、年度途中に三度の調査を実施し、小学校（621校）、中学校（291校）及び高等学校（159校（定時制・通信制を含む））での実施率は100%となると把握している。また、府立支援学校（特別支援学校）に対し、学校の実情に応じて薬物乱用防止教室を含めた薬物乱用防止教育を推進するよう指導し、平成22年度の府立支援学校高等部での薬物乱用防止教室実施率は90%を超えている。

これらの取組により私立学校における実施率も向上し、平成22年度は、中学校〈64校〉で87.5%、高等学校（102校）で96.1%になっている。

「薬物乱用防止対策関係機関連絡会議」での関係機関との連携や薬物乱用防止教室の開催状況・予定の調査は、薬物乱用防止教室の実施率向上に大きな効果があったことから、今後も継続して取り組んでいくことにより、大阪府内の学校での薬物乱用防止教育の充実を図っていく。

(2) 取組（薬物乱用防止教室開催方法）

① 大阪府教育委員会の取組

(ア) 府立学校及び市町村教育委員会への指導・助言

- ・薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに指導計画を策定すること
- ・薬物乱用防止教育に、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと
- ・薬物乱用防止教室については、年に1回以上開催すること

(イ) 府立学校及び市町村教育委員会に対する開催状況・予定を把握するための通知の発出

- ・調査対象は、政令市を除く公立の小学校、中学校、高等学校（定時制及び通信制を含む）、特別支援学校
- ・7月末、10月末、12月末の開催状況等を把握。また、未開催の学校については開催予定日、講師等を把握
- ・1月以降、開催状況を電話により把握

<府立学校、市町村教育委員会への開催及び開催状況の把握依頼>

教委保第1500号
平成23年6月24日

府立学校 校長・准校長 様

保健体育課長

平成23年度薬物乱用防止教室の開催状況（第Ⅰ期）の把握について（依頼）

薬物乱用防止教育については、各校で指導計画を策定し、学校教育活動全体を通じて取り組んでいただいているところ
です。とりわけ、薬物乱用防止教室については、学校保健計画に位置づけ、すべての府立学校で年1回以上開催するよう
お願いしているところです。

ついては、標記について下記のとおり調査しますので、回答願います。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 調査内容 | (1) 平成23年7月31日までの薬物乱用防止教室の開催状況
・・・別紙様式1
(2) 平成23年8月1日以降の薬物乱用防止教室の開催予定
・・・別紙様式2 |
| 2 提出方法 | 別紙様式を電子メールに添付により提出すること
ファイル名を「(学校番号)(学校名)_薬乱報告Ⅰ」とすること
例. 101 北野_薬乱報告Ⅰ、T1109 桜塚定_薬乱報告Ⅰ |
| 3 提出先 | 保健体育課 保健・給食グループ(担当:)
提出先アドレス: |
| 4 提出期限 | 平成23年8月5日(金) |
| 5 その他 | (1) 7月31日までに開催していない学校は、必ず8月1日以降の開催計画を立て、別紙様式
2を作成すること
(2) 昨年度と講師の職種が変更した場合、その理由を備考欄に記載すること
(3) 今後、第Ⅱ期(10月末時点)、第Ⅲ期(12月末時点)の調査を実施予定 |

<府立学校、市町村教育委員会への開催及び開催状況の把握依頼>

教委保第1500号

平成23年6月24日

市町村教育委員会
学校保健主管課長様

大阪府教育委員会事務局
教育振興室保健体育課長

平成23年度薬物乱用防止教室の開催状況（第Ⅰ期）の把握について（依頼）

薬物乱用防止教育については、各校で指導計画を策定し、学校教育活動全体を通じて取り組むよう貴所管学校をご指導いただいているところです。とりわけ、薬物乱用防止教室については、各校が学校保健計画に位置づけ、年1回以上の開催をご指導いただくようお願いしているところです。

つきましては、府内すべての学校における薬物乱用防止教室開催を推進するため、下記のとおり標記調査を実施しますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 調査内容 | 平成23年7月31日までの薬物乱用防止教室の開催状況及び
平成23年8月1日以降の薬物乱用防止教室の開催予定 |
| 2 提出方法 | 別紙様式を電子メールに添付により提出すること
ファイル名を「(市町村番号)(市町村名)_薬乱報告Ⅰ」とすること
例. 01豊能町_薬乱報告Ⅰ、18東大阪市_薬乱報告Ⅰ |
| 3 提出先 | 大阪府教育委員会事務局 教育振興室保健体育課（担当：）
提出先アドレス： |
| 4 提出期限 | 平成23年8月5日（金） |
| 5 その他 | (1) 7月31日までに開催していない学校について、必ず8月1日以降の開催計画を把握し、
別紙様式を作成すること
(2) 今後、第Ⅱ期（10月末時点）、第Ⅲ期（12月末時点）の調査を実施予定 |

<開催及び開催状況の報告書>

別紙 1

平成23年度薬物乱用防止教室開催報告（7月31日までの実施分）

		記入者職名		記入者名		
学校番号	学校名	開催日	対象生徒	講師	概要	備考

【記入上の注意】

- * 水色のセルにのみ入力すること
- * セルの書式等は変更しないこと
- * 「学校名」「学校番号」はシート「府立学校番号・学校名表」によること
- * 開催したすべての薬物乱用防止教室について、それぞれ記入すること
- * 「講師」は、以下より番号を列挙すること（複数回答可）
 1. 警察職員・少年サポートセンター職員
 2. 麻薬取締官・員OB
 3. 学校薬剤師等薬剤師
 4. 学校医等医師
 5. 保健所職員
 6. 精神保健センター職員
 7. 衛生部局等行政担当者
 8. 大学教員等
 9. 薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員
 10. その他
- * 「概要」は、指導内容や指導方法を簡潔に記載すること
- * 昨年度と講師を変更（職種の変更）した場合、「備考」に理由を記載すること

【提出に関する留意事項】

- * 平成23年7月31日（日）までに薬物乱用防止教室を開催した場合、本報告（別紙1）を8月5日（金）までに提出すること
- * 平成23年8月1日以降に、薬物乱用防止教室の開催予定がある場合、別紙2を8月5日（金）までに提出すること
- * 提出は電子メールに添付によること
- 提出先アドレス：
 - * ファイル名は、「（半角学校番号）（学校名）_薬乱報告1」とすること
 - 例：101北野_薬乱報告1、T1109桜塚定_薬乱報告1

別紙 2

平成23年度薬物乱用防止教室開催予定報告（8月1日以降の実施予定）

		記入者職名		記入者名	
学校番号	学校名	実施日	対象生徒	講師	概要

【記入上の注意】

- * 水色のセルにのみ入力すること
- * セルの書式等は変更しないこと
- * 「学校名」「学校番号」はシート「府立学校番号・学校名表」によること
- * 8月1日以降の開催予定の薬物乱用防止教室について、それぞれ記入すること
- * 「講師」は、以下より番号を列挙すること（複数回答可）
 1. 警察職員・少年サポートセンター職員
 2. 麻薬取締官・員OB
 3. 学校薬剤師等薬剤師
 4. 学校医等医師
 5. 保健所職員
 6. 精神保健センター職員
 7. 衛生部局等行政担当者
 8. 大学教員等
 9. 薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員
 10. その他
- * 「概要」は、指導内容や指導方法を簡潔に記載すること

【提出に関する留意事項】

- * 別紙1の提出がない場合（7月31日までに開催していない場合）、平成23年8月5日（金）までに必ず別紙2を提出すること
- * 提出は電子メールに添付によること
- 提出先アドレス：
 - * ファイル名は、「（半角学校番号）（学校名）_薬乱報告1」とすること
 - 例：101北野_薬乱報告1、T1109桜塚定_薬乱報告1

<開催及び開催状況の報告書>

平成23年度薬物乱用防止教室開催進捗状況報告（7月末時点）

市町村番号	市町村名	記入者名	電話番号

		小学校		中学校		高等学校	
所管学校数							
既開催学校数（7月末時点）							
未開催学校数（7月末時点）							
		内訳		内訳		内訳	
		開催学校数	予定学校数	開催学校数	予定学校数	開催学校数	予定学校数
開催時期について	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
		既開催の学校	開催予定の学校	既開催の学校	開催予定の学校	既開催の学校	開催予定の学校
講師について	警察職員・少年サポートセンター職員						
	麻薬取締官・員OB						
	学校薬剤師等薬剤師						
	学校医等医師						
	保健所職員						
	精神保健センター職員						
	衛生部局等行政担当者						
	大学教員等						
	薬物乱用防止教育に造詣の深い指導的な教員						
	その他						

【記入上の注意】

- * 薄い桃色のセルにのみ入力すること
- * セルの書式等は変更しないこと
- * 「市町村番号」はシート「市町村番号表」によること
- * 「所管学校数」＝「既開催学校数」＋「未開催学校数」となる点に留意すること
- * 薬物乱用防止教室を2回以上開催する学校があるため、「項目『開催時期について』の開催学校数の4月から7月の和」 \geq 「既開催学校数」となることに留意すること
- * 薬物乱用防止教室を2回以上開催する学校があるため、「項目『開催時期について』の予定学校数8月から3月の和」 \geq 「未開催学校数」となることに留意すること
- * 講師については、複数の講師を招く場合があることに留意すること
 - ・「既開催の学校の和」（講師） \geq 「開催回数の和」（時期）
 - ・「開催予定の学校の和」（講師） \geq 「予定学校数の和」（時期）

【提出に関する留意事項】

- * 本報告（第I期）は、平成23年8月5日（金）までに提出すること
- * 提出は電子メールに添付によること
提出先アドレス：
- * ファイル名は、「（市町村番号）（市町村名）薬乱報告I」とすること
例：01豊能町_薬乱報告I、03池田市_薬乱報告I

(ウ) 教職員等に対する研修等

- ・薬物乱用防止教室推進講習会
〔参加者〕 教員、学校薬剤師、学校医、警察職員、保健所職員等約350名
〔内容等〕 文部科学省健康教育調査官、大阪府警察本部職員の講義等
- ・校長・教頭研修
- ・市町村教育委員会指導主事（生徒指導担当、学校保健担当）対象の研修
- ・生徒指導主事、保健主事、養護教諭の研修

② 府民文化部私学・大学課の取組み

(ア) 私立学校に対する通知の発出

私第1030-103号
平成22年3月9日

各私立小・中・高・中等教育学校校長 様
各専修学校・各種学校校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

薬物乱用防止教育の徹底について（通知）

薬物乱用防止に関する指導の徹底については、昨年1月に大阪の高校生が大麻所持で逮捕され、加えて、府内の私立高校の教員が覚醒剤所持で逮捕されるという事案が発生したことを受け、各私立学校校長あてに平成21年11月27日付け私第2001号で薬物乱用防止教育の推進について通知したところですが、今般、府内の中学2年生4名が、大麻を吸引したことにより補導されるという事案が発生しました。

今回の事案では、補導された生徒が、先輩から大麻を勧められ、断りきれずに吸引したことや、生徒から大麻吸引を告白された保護者が警察に相談したことが報道されています。

また、一方、府警察本部の平成21年中の少年による大麻事件に関する調査では、非行歴、家庭環境に関係がないということも分析されています。

これまでも各学校においては、薬物乱用防止教育に様々な形で取り組んでいただいているところですが、同様の事案は、どの学校でも起こり得るという認識のもと、下記の事項も参考として適切に対応いただくとともに、引き続き、薬物乱用防止教室の開催など薬物乱用防止の指導を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、本通知の全文については、私学・大学課ホームページ「私立学校（園）向けのお知らせ」
<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/index.html> に掲載していますので閲覧願います。

記

- 1 生徒等へのホームルーム、終業式等における緊急的な指導
 - 大麻の毒性、依存性の強さや心身の健康への悪影響について理解させるとともに薬物の乱用が自分や家族の生活に多大な悪影響を及ぼすことを理解させること
 - その際、「近づかない勇氣」「断る勇氣」「相談する勇氣」など自分を大切にするための正しい判断力や行動力、自己肯定感を高めるような内容を含めて指導すること
- 2 保護者への啓発
 - 学校だより、学年通信等により早急に啓発を行うとともに入学式後の保護者説明会等を活用した啓発を行うこと
 - その際、日ごろから、児童生徒とのコミュニケーションを大切にすることや子どもの発するサインを見逃さないことの大切さを伝えること

(イ) 私立学校教職員等に対する研修等

- ・ 共学高校校長会
- ・ 女子高校校長会
- ・ 中学校校長会
- ・ 合同校長部会
- ・ 小学校連合会臨時校長会
- ・ 教頭研究会総会
- ・ 大阪私学生徒指導連盟委員総会
- ・ 大阪私学生徒指導連盟研究協議会
- ・ 私学人権秋季推進委員研修会

③ 関係機関との連携

(ア) 薬物乱用防止対策関係機関連絡会議

<連絡会議の構成機関>

- ・ 薬物乱用防止教育の充実に向けて、関係部局を含む大阪府全体で取組をすすめる
- ・ 円滑かつ有効な情報交換の実施
 - － 薬物乱用防止教室開催の進捗状況の共有
 - － 薬物乱用防止教室の講師に関する情報交換
 - － 緊急対応時の体制づくり
- ・ 平成22年度中に大阪府内の中学校及び高等学校での薬物乱用防止教室実施率100%の達成（政令市を除く公立中学校及び高等学校で達成）
- ・ 平成23年度、政令市を除くすべての公立の小学校、中学校及び高等学校で薬物乱用防止教室を開催予定

<連絡会議の構成機関>

- ・ 大阪府教育委員会
 - － 保健体育課…学校保健主管課
 - － 高等学校課…生徒指導主管課（府立高等学校を指導）
 - － 児童生徒支援課…生徒指導主管課（市町村教育委員会を指導）
- ・ 大阪府健康医療部薬務課
- ・ 大阪府府民文化部私学・大学課…私立学校主管課
- ・ 大阪府警察本部
 - － 生活安全部少年課
 - － 刑事部薬物対策課
- ・ 大阪市教育委員会
 - － 学校保健主管課
 - － 生徒指導主管課

- ・堺市教育委員会
 - － 学校保健主管課
 - － 生徒指導主管課

(イ) 関係機関への協力要請

＜連絡会議を通じた協力要請＞

- ・学校薬剤師会 ← 大阪府教育委員会・薬務課
- ・各保健所 ← 薬務課
- ・各警察署・少年サポートセンター ← 警察本部少年課

＜大阪府教育委員会からの協力要請＞

- ・大阪府学校薬剤師会（政令市を除く市町村学校薬剤師会）
- ・大阪府立高等学校薬剤師会（府立高等学校及び府立支援学校の学校薬剤師）

＜薬物乱用防止教室等の講師養成への協力＞

- ・薬務課が主催する薬物乱用防止教育講師講習会へ保健体育課指導主事を講師として派遣
- ・大阪府薬剤師会が主催する大阪府薬物乱用防止講師講習会へ保健体育課指導主事を講師として派遣

7. 山口県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

<公立学校> 【上段：実施率（％）、下段：実施目標】

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	27.4	32.0	37.6	34.9	42.6	48.5	48.8	51.5	57.9	63.1	87.3
	50%程度			30%程度			50%			100%	
中学校	28.1	43.5	42.9	36.3	43.0	44.3	59.4	68.5	75.2	85.1	98.1
	50%						100%				
高等学校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	100%										

【参考】 <私立学校における実施率（％）>

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
中学校	50.0	50.0	60.0	80.0	83.3	100	100	75.0	75.0	87.5	100
高等学校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	95.0	100

本県の薬物乱用防止教室（本県では、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」という。）の実施については、後記の山口県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を中心に、各校種ごとの特性や取組状況、社会状況等を考慮しながら、県独自の実施目標を定めて取り組んできた。それに伴い、年を追って実施率が向上し、平成23年度末には公立・私立共にすべての校種で実施率が100%になる見込みである。

実施率が向上した主な要因として、①「各学校が教室を実施しやすい体制」、②「各市町教委と連携した学校への積極的な働きかけ」が挙げられる。

体制については、本部によって構築されたシステムに基づき、学校は県教委から送付される実施要領に従い実施計画書を提出することにより、「講師の選定」から「旅費の支払い」までの一連の手続きが本部において処理されるため、学校の負担が軽微であるという優れた特徴を有している。

また、近年、市町教委との連携による学校への積極的な働きかけにより、「薬物乱用防止教育の必要性」等が各学校に、より一層浸透し実施率の向上にも確実に結びついている。

なお、本県ではすべての学校が外部講師による薬物乱用防止教室を実施しており、専門性の高い指導が展開でき、学校から高い評価を得ている。

(2) 薬物乱用防止教室開催方法

① 山口県薬物乱用対策推進本部による取組

(ア) 山口県薬物乱用対策推進本部について

山口県では、昭和48年に設置された山口県薬物乱用対策推進本部（本部長：副知事）を中心に関係諸機関が相互に緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的な対策を推進している（「薬物乱用防止教室」は、平成6年度から実施。）。



※太字で示す機関が「薬物乱用防止教室」の開催に深く関係しており、年度末に次年度の目標や教室の持ち方について協議し決定している。

(イ) 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」について

平成23年度「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施要領

1 目的

山口県薬物乱用対策推進本部が中心となり、県下の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚せい剤、大麻等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図る。

2 事業概要

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）や警察職員、認定講師等が児童、生徒、学生に対して、薬物乱用が体や社会に与える本当の恐ろしさについて、各種啓発用資器材等を活用した教室を実施する。

また、中、高等学校、大学等の文化祭等での薬物乱用防止コーナーの設置への協力や、PTAに対する薬物乱用防止教室を開催する。

3 実施対象

小学校、中学校、高等学校（中等学校を含む）、大学等を対象とする。

4 実施時期

原則、平成23年4月1日から平成24年2月28日までとする。（すでに平成24年3月に実施を計画している場合等は、3月に実施することで構いません。平成24年度以降は2月末までに実施することを計画してください。）

5 実施者

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）、警察、健康福祉センター（環境保健所）の職員、※認定講師等の外部講師が行う。教員が行う場合は、国等が主催する講習を受講した者とする。

「認定講師」：国の後援する認定講習を受講し、地域の学校等に薬物乱用防止教育をボランティアで行う県内のライオンズクラブの会員の方々です。

6 実施方法等

学校の実情を十分踏まえながら、関係機関（教育庁学校安全・体育課、総務部学事文書課、健康福祉部薬務課、警察本部少年課、警察本部組織犯罪対策課）やライオンズクラブが市町教育委員会等の協力の下、実施する。

なお、5月末までに実施する場合は、学校が直接実施者に依頼することとする。

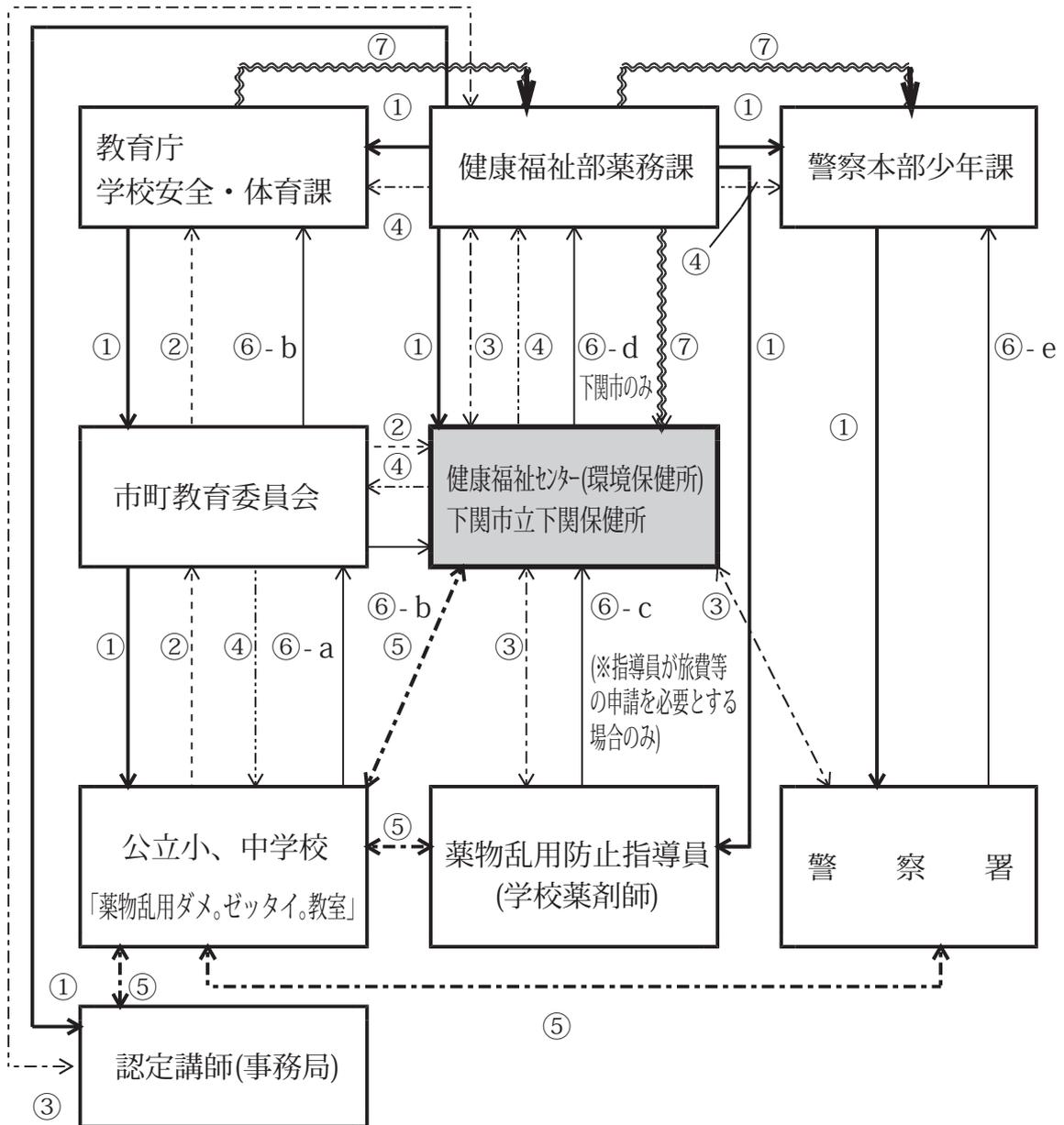
7 その他

小・中・高等学校は、所定の電子ファイルにより実施計画書及び実施報告書を関係機関へ電子メールで提出することとする。

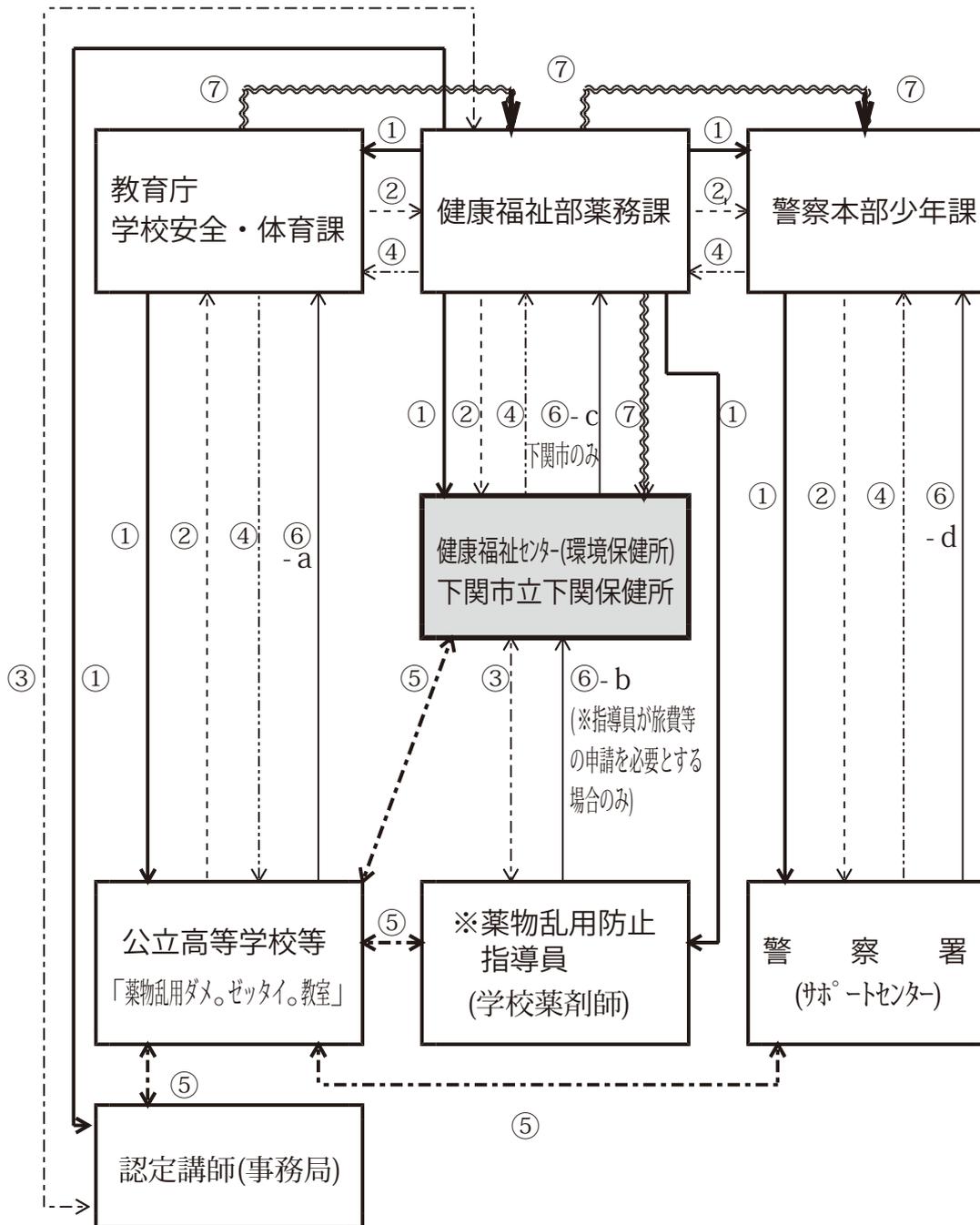
旅費は、薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）のみに対し、必要に応じ支払うこととする。（当該旅費は、健康福祉センター又は健康福祉部薬務課が支払い、学校からの経費負担はないものとする。）

(ウ) 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図

<公立小、中学校における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図>



<公立高等学校等における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図>



- ① ———→ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
- ② - - - - -> 実施計画書の提出
- ③ <- - - - -> 実施計画書に基づく実施者等の確認
- ④ - - - - -> 実施計画書に基づく実施確認通知
- ⑤ <- - - - -> 実施者との打合せ及び実施
- ⑥ ———→ 実施報告
- ⑦ ~~~~~> 実施結果

(エ) 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の申込みから報告までの流れ



- ①：実施学校は、4月末までに窓口へ実施計画書を提出する。
- ②：窓口は、5月15日までに講師選定・調整機関へ実施計画書を送付する。
- ③：講師選定・調整機関は、講師と実施の有無について調整し、講師を決定する。
- ④：講師選定・調整機関は、窓口へ確認通知書を送付する。
- ⑤：窓口は、実施学校へ確認通知書を送付する。
- ⑥：実施学校は、教室実施後、1週間以内に窓口へ報告書を提出する。

(オ) 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施計画書

<「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施計画書>

学校名							
担当者	職					在籍児童・生徒数(4月8日現在)	
	氏名	1年生		4年生			
連絡先	電話番号	2年生		5年生			
	FAX番号	3年生		6年生			
	Email	合計		0人			
開催希望日		～				(0分間)	
受講予定者数	児童・生徒	(対象学年)					
	教師						
	保護者・その他						
希望講師	第1希望				第2希望		
	※						
学校で準備出来る視聴覚機器							
		※					
希望実施内容							
		※					
備考							

- (1) 平成23年4月1日から平成24年2月28日までの間で希望する開催日を記載して下さい。(すでに平成24年3月に計画しておられる学校は、3月の開催日で結構です。平成24年度以降は、2月末までの実施の計画をお願いします。)
- (2) 全校児童・生徒数は、平成23年4月8日現在の数を記載して下さい。
- (3) 希望講師で「その他」を選択した場合には、※の欄に「外部講師(〇〇)依頼済」等具体的に記載して下さい。
- (4) 視聴覚機器で「その他※」を選択した場合には、※の欄に具体的に記載して下さい。
- (5) 講師は、希望通りにならない場合がありますので、あらかじめ、ご了承下さい。
- (6) ビデオなどの啓発用資器材借用の希望があれば、その旨を備考欄に記載して下さい。
- (7) 提出時に、ファイル名を学校名に変更して下さい。(例：山口市立山口中学校)

(カ) 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施報告書

<「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施報告書>

学校名								
開催日							～	(0分間)
受講者	児童・生徒	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
								0人
	教師							
	保護者・その他							
実施者						講師氏名		
		※					(講師人数)	
実施内容								
視聴覚機器活用状況								
		(題名)				※		
教育課程上の扱い						学校保健計画上の位置づけ		
生徒の反応								
担当者意見								

- (1) 教室実施後、1週間以内に、公立小・中学校にあつては管轄する市町教育委員会に、私立中・高等学校にあつては、総務部学事文書課に、公立高等学校にあつては、教育庁学校安全・体育課に、大学・高専等（国立小・中学校を含む）にあつては、健康福祉部薬務課に、この報告書をEmailで提出して下さい。
- (2) 提出時にファイル名を学校名に変更してください。（例：山口市立山口中学校）

② 県教委による取組

(ア) 市町教委や県立高等学校への働きかけ

<市町教育委員会への開催依頼>

平 2 3 教 安 体 第 1 6 号
平成23年(2011年)4月1日

各市町教育委員会
学校保健主管課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

平成23年度「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催について(依頼)

平素から児童生徒の健康教育に関しまして、格段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、山口県薬物乱用対策推進本部(本部長:副知事)では、平成23年度も別添実施要領に基づき「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施することとしており、別添写しのとおり開催依頼がありました。

つきましては、本教室の趣旨を御理解の上、引き続き貴域下小・中学校における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催に積極的に取り組まれますようよろしくお願いいたします。

なお、開催にあたりましては、別添の「小・中学校における『薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室』実施フロー図」を参照され、円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

※ 学校から直接講師を依頼される場合も、実施フロー図に従い、実施計画書及び実施報告書の提出をお願いします。

※ 今年度も計画書及び報告書の提出方法等について見直しを行いましたので、事務手続きについて遺漏のないようお願いいたします。

<県立高等学校等への開催依頼>

平 2 3 教 安 体 第 1 6 号
平成 2 3 年(2011年) 4 月 1 日

各公立高等学校長
県立高森みどり中学校長
県立下関中等教育学校長
各県立特別支援学校長

様

学校安全・体育課長

平成23年度「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催について(依頼)

平素から児童生徒の健康教育に関しまして、格段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、山口県薬物乱用対策推進本部(本部長:副知事)では、平成23年度も別添実施要領に基づき「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施することとしており、別添写しのとおり開催依頼がありました。

つきましては、本教室の趣旨を御理解の上、引き続き「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催に積極的に取り組まれますようよろしくお願いいたします。

なお、開催にあたっては、別添の「公立高等学校等における『薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室』実施フロー図」を参照され、円滑な実施に御協力いただきますとともに、別添様式により、実施計画書を4月28日(木)までに学校安全・体育課に電子メールにて提出願います。

おって、計画書受理後、関係課と調整の上、実施確認通知書を各学校に送付します。

※ 学校から直接外部講師を依頼される場合も、実施フロー図に従い、実施計画書及び実施報告書の提出をお願いします。その際、「講師依頼済み」ということが分かるようにメール本文等で連絡をお願いします。

※ 分校には本校から連絡願います。

【基本となる取組】

- ・ 市町主管課長会議、校長会等の機会を捉え、「薬物乱用防止教育の必要性」や「薬物乱用防止教室の開催」について説明し、周知徹底を図っていた。
- ・ 県立高等学校については県教委が直接とりまとめを行っており、実施計画書の提出期限を設け、早期に実施予定校が把握できるよう工夫していた。また、実施計画書が提出されていない学校に対しては、提出を促すなどの働きかけを行っていた。
- ・ 市町立の小・中学校に対しては、毎年度当初に市町教委を通じて開催依頼文書を発出していた。(しかし、それ以降の事務手続きを市町教委に依頼していたため、最終的な報告書が提出されるまでは県教委として市町立小・中学校の実施状況を十分に把握することができないという課題があった。)
- ・ 毎年、年度末に本部の関係課で協議し、具体的な取組に関する連携を図っていた。

【新たな取組】

従来からの取組に加え、さらに以下の改善を行った。

- ・ 平成21年度に芸能人による薬物事犯が発生し、社会問題になったことから、薬物乱用防止教室のさらなる充実を図るため、年度途中にすべての市町教委担当者に個別に連絡し、次年度からの薬物乱用防止教室実施に向けて理解を求めた。また、年度末にも再度すべての市町教委担当者に連絡し、次年度の実施率の目標や教室開催に関する情報提供を早めに行った。
- ・ 市町立小・中学校の実施計画書についても、市町教委経由で県教委に提出することとした。これにより、実施計画書が提出されない学校に対して、実施を促すことが可能となった。
- ・ 市町教委が県教委に提出する実施計画書、実施報告書については、原本に加え一覧表の提出を求めることとした。これは、各市町教委の担当者が、所管する小・中学校の実施状況等を確認するために有効であると考えている。
- ・ 市町教委担当者の負担を軽減し、集計処理が円滑にできるよう実施計画書、実施報告書、一覧表等の様式を電子媒体に変更した。

(イ) 関係機関（警察、保健所、学校薬剤師会等）との連携

本県では本部が中心となって薬物乱用防止教室を実施しており、講師を依頼する警察、保健所、学校薬剤師会等の関係機関とも共通理解が図られている。また、毎年、薬物乱用防止教室に係る担当者会議が開かれ、そこで協議された内容がそれぞれの関係機関の市町組織にまで浸透されるため、各学校と外部講師との連絡も円滑に行われている。

(ウ) 私立学校主管課との連携

私立学校を主管している学事文書課も本部に属しており、共通の目標をもって薬物乱用防止教室開催に向け取り組んでいる。必要に応じて連絡を取り合うなど、共通理解を図っている。

(エ) 指導者養成に関する取組

<学校薬剤師>

外部講師である学校薬剤師（薬物乱用防止指導員313人）に対しては、山口県学校薬剤師会や健康福祉部薬務課の協力を得て「山口県薬物乱用防止教室指導員研修会」を開催し、指導力の向上を図っている。

<ライオンズクラブ認定講師>

ライオンズクラブが開催する薬物乱用防止教育認定講師養成講座に県教委の指導主事を派遣し、「学校における薬物乱用防止教育」についての講義を行っている。

8. 徳島県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

<公立学校における実施率（％）>

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	27.2	19.5	28.0	33.0	58.5	62.2	62.4	64.5	64.2	83.0	96.0
中学校	90.5	85.9	85.7	87.1	95.2	93.0	93.1	92.0	94.2	82.8	100
高等学校	89.8	88.9	87.0	100	94.9	94.9	94.7	86.5	89.5	85.7	100

※平成21年度については新型インフルエンザの影響で計画どおり開催できなかった学校があった。

県薬物乱用対策推進本部及び関係機関の協力により中学校、高等学校では計画に基づいた開催が定着しており、実施率は平成12年度から高水準である。小学校における実施率が低かったが、県保健福祉部局や警察関係各課及び医師会、薬剤師会、学校薬剤師、学校医等の一層の協力と熱心な取組や関係課による教材の開発により毎年の開催が定着し、平成22年度は小学校96.0%、中学校100%、高等学校100%まで高まった。

私立学校の開催状況については、平成22年度は中学校2校中1校、高等学校3校中1校の実施であった。今後、関係部局と連携を図り、実施率の向上に努めていく。

(2) 薬物乱用防止教室開催推進に向けての取組

① 薬物乱用防止教室の実施計画書及び実施報告書の提出

毎年度末に、全ての県立学校及び市町村教育委員会を通じ小・中学校に対して、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け計画的に開催するように文書を発送している。

また、同時に次年度の薬物乱用防止教室の実施計画書及び実施報告書について、各校からの提出を求めている。

<開催通知文>

教体課第1144号
平成23年3月11日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会体育健康課長

平成23年度 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の開催について（依頼）

近年、喫煙・飲酒・覚せい剤等の薬物乱用問題は、青少年を中心に乱用の状況が伺え、重大な健康問題や社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成20年8月に「第三次薬物乱用防止5か年戦略」が策定され、この中で、喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性・危険性の啓発を継続するため、地域の実態や児童生徒の発達段階を踏まえ「少なくとも年1回の薬物乱用防止教室の開催」が示されました。

県教育委員会では、これまでも、保健福祉部薬務課・警察本部・徳島県学校薬剤師会等と連携し、小・中・高等学校における「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」の開催を推進してきたところですが、このような状況を踏まえ、23年度は重点的な取組を図ることとしました。

つきましては、貴校におかれましても、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」が年間計画に位置づけられ、年1回以上開催されますよう格別の御配慮をお願いします。

なお、「実施計画書」（様式1）を5月27日（金）までに、また、開催後の「実施報告書」（様式2）をすみやかに体育健康課宛御提出ください。

徳島県教育委員会体育健康課
担当

<開催要領（別紙）>

別紙

平成23年度「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」開催要領（県立学校）

- 1 目的 薬物乱用の危険性を熟知している警察職員，学校薬剤師等の協力を得て，薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する。
- 2 指導方法 警察職員，学校薬剤師等による講演等
- 3 対象者 原則としていずれか一つの学年を対象として開催する。
- 4 実施期間 平成23年4月から平成24年3月まで
- 5 開催手順
 - ① 各学校の担当者が講師（所轄の警察者及び学校薬剤師等）に連絡を取り，日程を決定してください。
 - ② 各学校の担当者は，講師と「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」のテーマ・内容等について十分打ち合わせをしてください。
 - ③ 「平成23年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室計画書」（様式1）を5月27日（金）までに体育健康課に1部提出してください。
 - ④ 警察職員を講師に招聘する場合は，所轄の警察署長に「平成23年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の講師について（依頼）」（様式3）を発送してください。
学校薬剤師あての依頼文は必要ありません。
 - ⑤ 開催の事前に講師と準備等確認してください。
 - ⑥ 開催終了後すみやかに，「平成23年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室実施報告書」（様式2）を体育健康課に1部提出してください。

<実施計画書（様式1）>

平成23年度 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室実施計画書

学 校 名	
学校所在地	
実施期日	平成 年 月 日（ ）曜日 午前・午後 時 分から 時 分まで
対 象 者 及 び 人 数	児童生徒（第 学年）（ ）名 教職員（ ）名
担 当 者	職名（ ）氏名（ ）
講 師	職名（ ）氏名（ ） 職名（ ）氏名（ ）
実施内容	

<実施報告書（様式2）>

平成23年度 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室実施報告書

学 校 名		
担 当 者		職名（ ）氏名（ ）
実 施 期 日		平成 年 月 日（ ）曜日 午前・午後 時 分から 時 分まで
対 象 者 及 び 人 数		児童生徒（第 学年）（ ）名 教職員（ ）名
実 施 内 容	①講 師	職名（ ）氏名（ ） 職名（ ）氏名（ ）
	②テーマ	
	③内 容	
	④その他	ビデオ（ ） 映 画（ ） その他（ ）
実施後の効果		
講師の意見		
次回開催の ための要望 (内容・方法等)		

<警察署長への依頼文書（様式3）>

				平成	年	月	日
警察署長 殿							
				学校長 印			
平成23年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の講師について（依頼）							
このことについて、次のとおり開催します。							
つきましては、貴署				様を喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の講師としてお願いしたいので、派遣について御配慮くださいますようお願いいたします。			
1 期 日	平成	年	月	日	()	曜日	
2 時 間	午前・午後	時	分から	時	分まで		

② 薬物乱用防止教室実施状況の周知

各校の実施状況については、県教育委員会主催の薬物乱用防止教育研修会及び養護教諭研修会で配布する冊子に集計結果を掲載し、実施状況の報告と実施の推進について説明している。

③ 薬物乱用防止教育研修会の開催

毎年定期的に、夏期休業中を利用して県教育委員会主催の薬物乱用防止教育研修会を開催している。参加対象者は、小・中・高等学校及び特別支援学校の教職員、小・中・高等学校及び特別支援学校の学校薬剤師、警察関係者である。研修内容は、薬物乱用防止教室実施に関する具体的な実践につながる実践発表と、薬物乱用の現状把握や薬物依存に対するとらえ方など専門的な知識の習得を図る講義等の両方を取り上げるようにし、教職員及び薬物乱用防止教室指導者の指導力の向上を図ることを目的にしている。

④ 薬物乱用防止教室指導資料の充実

県内のすべての学校が参加する研修会を利用し、県警察本部や県保健福祉部薬務課等から提供されたDVDやリーフレット等参考となる資料の配布や紹介等を行い、薬物乱用防止教室に活用できるビデオやDVD、パネル等の教材の案内や貸出方法の情報を提供している。

また、研修会の冊子に、県内小・中・高等学校の薬物乱用防止教室実施状況や県警察本部から提供された県内の薬物事犯情勢をまとめた資料を掲載し、県内の実態を知らせている。

⑤ 関係機関との連携

徳島県薬物乱用対策推進本部が昭和57年に設置され、各関係機関の協力の下、薬物乱用防止に係る取締り及び啓発を推進している。

組織構成は、次のとおりである。

○本部

本部長：徳島県知事

副本部長：徳島県保健福祉部長

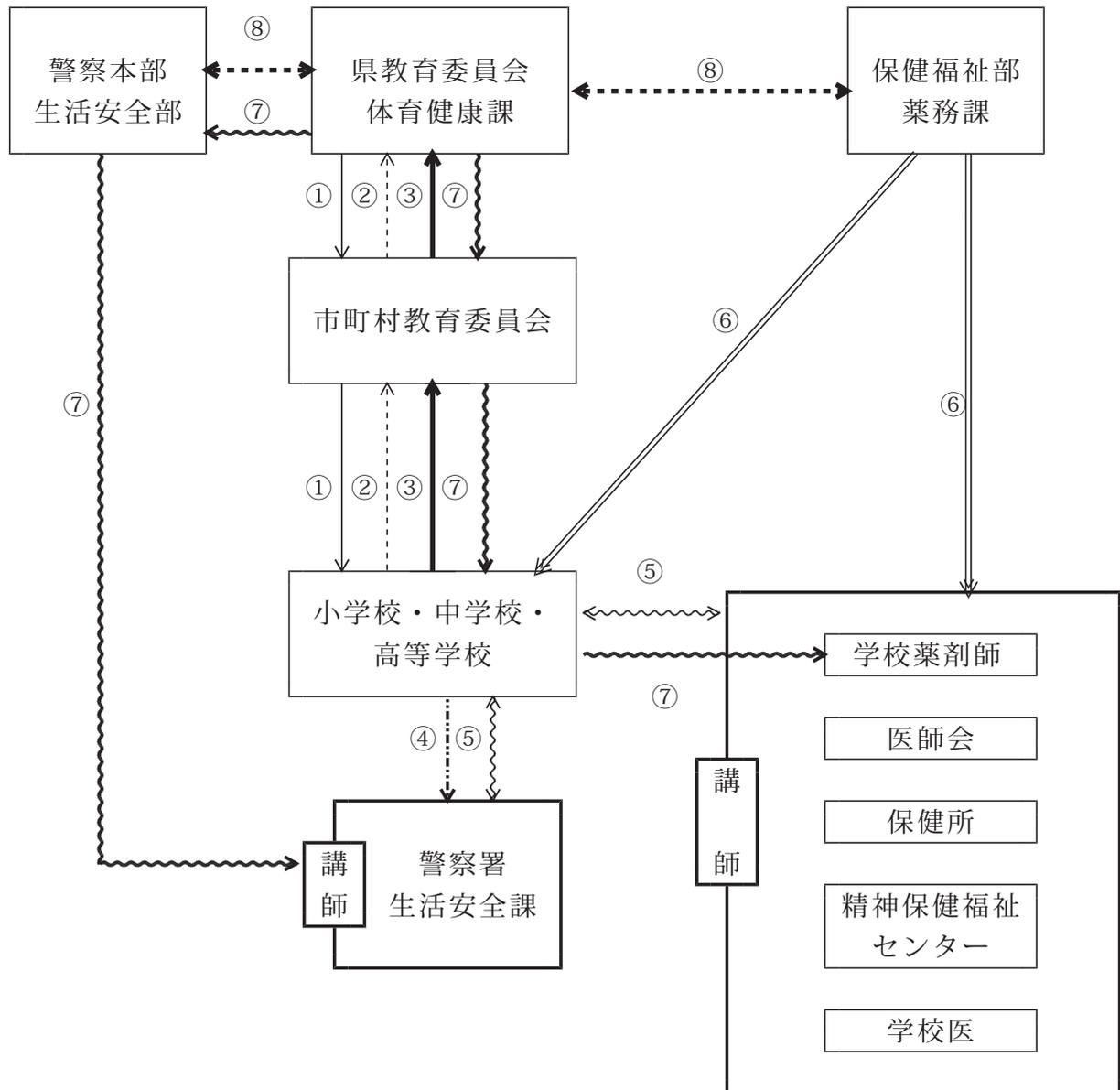
○本部員及び幹事

- ・ 県の職員：知事部局（保健福祉部、県民環境部）、警察本部、教育委員会
- ・ 国の出先機関の職員：入国管理事務所、税関、海上保安部、保護観察所及び少年鑑別所、四国厚生支局
- ・ 関係団体の役職員：県医師会、県学校薬剤師会
- ・ その他本部長が必要と認める者

※教育委員会の関係課：学校政策課、生涯学習政策課、体育健康課

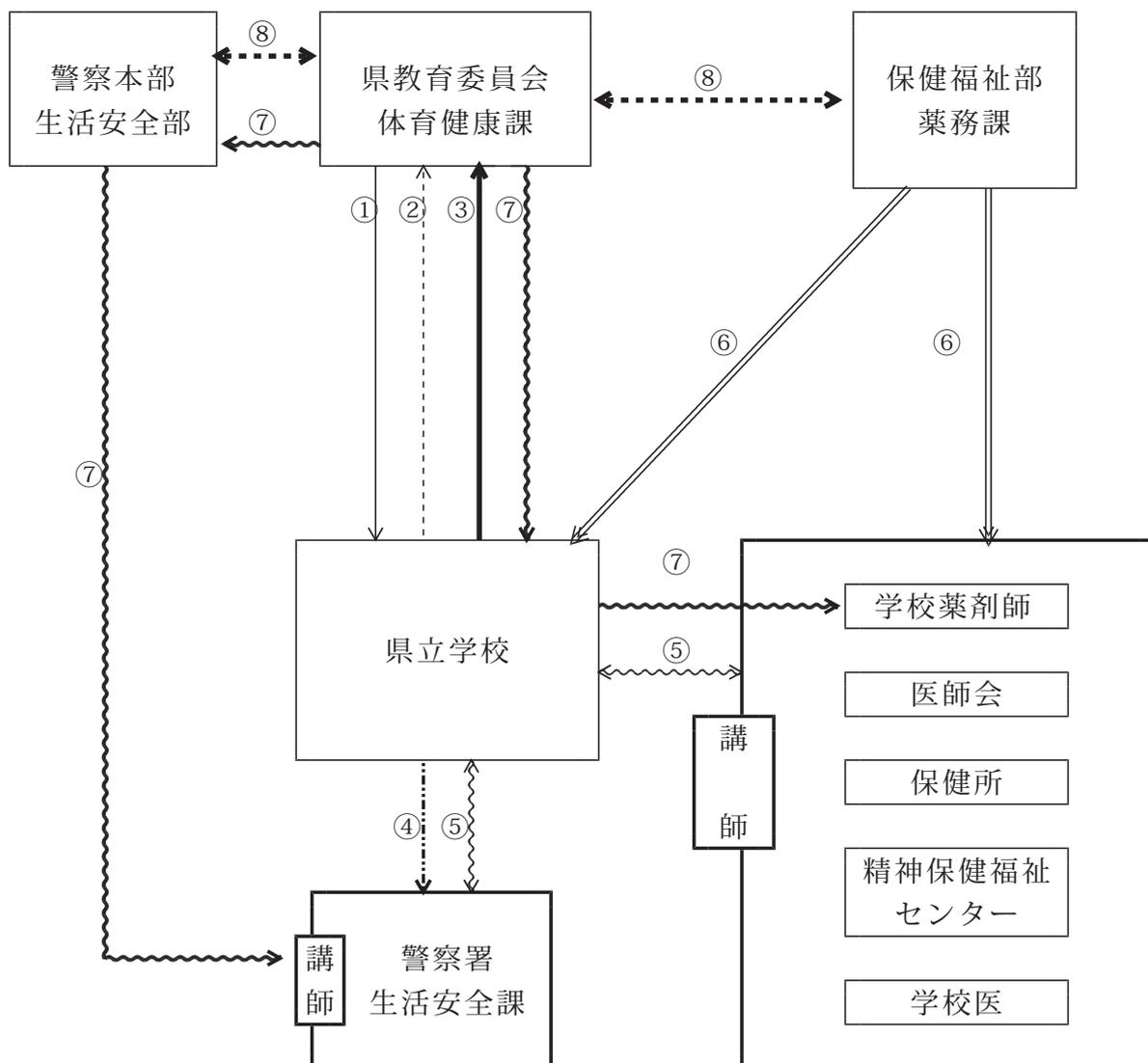
⑥ 「薬物乱用防止教室」の実施及び薬物乱用防止教育研修会のフロー図

〈市町村立小学校・中学校・高等学校の場合〉



- ① —————> 「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」開催の依頼
- ② - - - - -> 実施計画書の提出
- ③ —————> 実施報告書の提出
- ④ ······> 講師依頼書(様式3)
- ⑤ <-----> 実施者との打合せ
- ⑥ =========> 教材の貸出
- ⑦ ~~~~~> 薬物乱用防止教育研修会の通知
- ⑧ <-----> 薬物乱用防止教育推進に関する連携・協力

〈県立学校の場合〉



- ① —————→ 「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」開催の依頼
- ② - - - - -> 実施計画書の提出
- ③ —————→ 実施報告書の提出
- ④ - · - · - · -> 講師依頼書(様式3)
- ⑤ <- - - - -> 実施者との打合せ
- ⑥ —————→ 教材の貸出
- ⑦ ~~~~~> 薬物乱用防止教育研修会の通知
- ⑧ <- - - - -> 薬物乱用防止教育推進に関する連携・協力

9. 長崎県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

＜公立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	5.2	5.4	7.2	6.9	9.6	17.2	18.0	20.8	28.0	48.8	69.8
中学校	97.0	91.4	92.9	100	98.5	97.9	99.5	99.0	97.4	100	100
高等学校	93.5	93.5	98.7	100	98.5	100	96.8	96.7	96.6	100	100

本県の公立学校における薬物乱用防止教室の開催状況について、中学校、高等学校においては、平成12年度から高い実施率で推移している。

一方、小学校では、実施率が低く、平成20年度においても28.0%であった。そこで、特に小学校の実施率をいかに上げるかを目標に、様々な取組を行ってきた。

その一つとして、体育保健課主催の様々な研修会において、「薬物乱用防止教室」の重要性・開催を訴えてきた。年度当初には、「市町教育委員会学校体育・健康教育担当指導主事連絡協議会」において、昨年度の開催状況や早い段階からの一次予防の必要性等の説明を行った。また、「学校保健・学校安全推進研修会」においては、養護教諭・保健主事等教職員に対し、専門家から薬物乱用防止教育についての講義を行った。

さらに、毎年、年度当初に開催依頼文と開催状況調査書を送付していたが、平成21年度には、年度途中で市町教育委員会へ再度「開催依頼文」を送付し、小学校の開催を啓発した。また、平成22年度にも年度途中で、「開催状況調査」を市町教育委員会へ依頼し、開催実施校・開催予定校の調査を行い、開催の啓発を促した。

これらの取り組みの結果、この2年間で、小学校における実施率が28.0%から69.8%に上がっている。今後は、実施率の向上はもちろんだが、実施内容の充実についても努めていく必要がある。

県内の私立学校数は、中学校が11校、高等学校が22校であり、単純に比較することは困難であるが、全国平均と比較すると高い値となっている（平成22年度：中学校6校／11校（54.5%）、高等学校14校／22校（63.6%））。しかしながら、公立学校が100%であることを踏まえると、私立学校における「薬物乱用防止教室」の開催についても、県全体として、関係部局との連絡を取りながら実施率の向上につなげていきたい。

(2) 薬物乱用防止教室開催推進に向けての取組

① 市町教育委員会（小・中学校）へ働きかけていること

・年度当初に、開催依頼文書を送付して、「開催状況調査書」の提出を求める。「開催状況調査書」の提出期限は、例年2月末（「開催状況調査書」の項目は、文科省の調査内容に準じる。）。

＜市町教育委員会に対する開催依頼文書＞

22 教体第 8 号

平成 22 年 4 月 5 日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁体育保健課長

(公印省略)

薬物乱用防止教室の開催について (依頼)

標記のことについて、別添(写)のとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から依頼がありました。

つきましては、今後とも薬物乱用防止教育の重要性を一層認識され、保健体育(体育)、道徳、特別活動等学校教育活動全体を通して指導の充実を図るようお願いします。

なお、「薬物乱用防止教室」開催にあたっては、学校保健計画において位置づけるものとし、児童生徒と保護者を対象に、警察職員、学校薬剤師、麻薬取締官OB、学校医等の専門家及び、薬物乱用防止教育に造詣の深い教員を講師として、連携を十分に図りながら、中学校・高等学校においては必ず開催することとし、小学校においても、地域の実情や児童の発達段階等に応じて、適切に開催していただきますようお願いいたします。(学校薬剤師等に対して薬物乱用防止教室指導者講習会を実施しています。)

また、開催後は下記により開催状況調査書の提出をお願いします。

記

1 提出期限 平成 23 年 2 月 18 日(金)【県体育保健課への最終提出日】

2 提出先 公立小・中学校・市立高校 → 市町教育委員会 → 県体育保健課

3 提出書類 開催状況調査
 別紙様式 1 (学校用)
実施の有無に関わらず、必ず提出 各校 1 部
 別紙様式 2 (市町教育委員会用) 1 部

4 昨年度の実施状況を併せて送付いたしますので、御活用ください。

5 講師の派遣依頼については、早めに申し込み、日程調整していただきますようお願いいたします。

* 小学校における積極的な実施をお願いします。

<開催状況調査書（学校用）>

別紙様式1（学校用）					
平成22年度薬物乱用防止教室開催状況調査書					
学校名		担当者名			
◎ 薬物乱用防止教室実施状況					
番号を○で囲み、実施した回数や実施しなかった場合は理由も記入してください。					
1	実施した	回数	回		
2	実施しなかった	*実施しなかった場合、④の項目のみ回答してください。			
※複数開催の場合はコピーして1回ずつ開催毎に作成し、まとめて提出してください。					
開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分					
参加者数	1年生	名	教職員	名	合計 名
	2年生	名			
	3年生	名			
	4年生	名	保護者等	名	
	5年生	名			
	6年生	名			
小計				名	
①機関・団体名、講師名等（該当するものに○印をつける。） ※複数回答可	1 警察職員（スクールサポーター含む） 2 麻薬取締官・員（OB） 3 学校薬剤師等薬剤師 4 学校医等医師 5 保健所職員 6 精神保健センター職員 7 衛生部局等行政担当者 8 大学職員等 9 薬物乱用防止教育に造詣の深い（自校教員・他校職員） 10 その他（ ）				
※必ず記入してください。	職場名等	指導者名等			
②教育課程上の取り扱い（該当するものに○印をつける。） ※複数回答可	1 体育・保健体育 2 学級活動・ホームルーム 3 学校行事 4 児童会・生徒会活動 5 総合的な学習の時間 6 その他（ ）				
③薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置づけられていましたか。	1 位置づけていた 2 位置づけていない				
④薬物乱用防止教室を開催しなかった理由は何ですか。 ※複数回答可	1 適切な講師がいなかった 2 講師等の謝金等が確保できなかった 3 指導時間の確保ができなかった 4 体育・保健体育で指導しているため必要なかった 5 その他（ ）				
内 容					
※提出期限 教室開催後1か月以内【県への最終提出日】H23. 2. 18（金）					

<開催状況調査書（各市町教育委員会用）>

別紙様式2（各市町教育委員会用）

教育委員会	担当者	
-------	-----	--

平成22年度薬物乱用防止教室開催状況調査書

1 薬物乱用防止教室実施について

*学校数に分校は含まない。本校のみ計上

1 小学校	全	校中	校が実施した
2 中学校	全	校中	校が実施した
3 高等学校	全	校中	校が実施した

2 年間の延べ回数を記入してください。

開催回数	小学校	中学校	高等学校
1回	校	校	校
2回	校	校	校
3回	校	校	校
4回以上	校	校	校

・平成21年度は、実施率向上のために年度途中で市町教育委員会へ再度「開催依頼文書」を送付して、小学校の開催を啓発した。（実施率 平成20年度：28.0%→平成21年度：48.8%）

<市町教育委員会に対する再度の開催依頼文書>

21教体第11号
平成21年9月18日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁体育保健課
(公印省略)

薬物乱用防止教育の充実について

このことにつきまして、平成21年4月6日付け21教体第11号で、小・中学校及び中学校及び高等学校での「薬物乱用防止教室」の開催をお願いしたところでありますが、平成20年度の本県における「薬物乱用防止教室」の開催実績は、中学校・高等学校では100%、小学校については28.0%と小学校における取り組みが進んでおりません。

近年、大麻等の薬物乱用が大きな社会問題になっており、学校における第一次予防がますます重要となっております。

つきましては、小学校でも、地域の実情に応じた「薬物乱用防止教室」を、下記事項に留意のうえ、開催していただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の発達段階に応じた内容とする。
- 2 講師（学校薬剤師等）との事前打合せを十分をお願いします。
- 3 開催後は、速やかに「開催状況調査書」の提出をお願いします。

- ・ 体育保健課主催の様々な研修会（市町教育委員会学校体育・健康教育担当主事連絡協議会等）では、体育保健課の事業を説明する際に、小学校における「薬物乱用防止教室」開催の促進を依頼した。
- ・ 「日本学校保健会」等からの資料配付の際に、資料の活用と開催を依頼した。
- ・ 平成22年度は、年度途中で開催校、開催予定校の調査を市町教育委員会に依頼し、小学校の実施率向上を図った（実施率 平成21年度：48.8%→平成22年度：69.8%）。

<市町教育委員会に送付した調査文書>

	22教体第 8 号 平成22年8月5日
市町教育委員会教育長 様	長崎県教育庁体育保健課長 (公印省略)
<p>薬物乱用防止教室の開催状況調査について</p> <p>時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。 日頃から、健康教育に御尽力いただき感謝申し上げます。 さて、標記の件について、県内の状況を把握したいので、貴管内の薬物乱用防止教室の開催校及び開催予定校を別紙様式にて9月17日（金）までに御報告願います。 なお、別途依頼している開催状況調査書については、年度末に全学校分（未実施校分も含む。）をまとめて提出いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 調査期日 平成22年7月31日現在 2 提出書類 別紙様式 3 提出期限 平成22年9月17日 4 提出先 長崎県体育保健課</p>	

<別紙様式>

別紙様式			
このままFAXして下さい。095-000-0000			
長崎県教育庁体育保健課 担当者 あて			
		(教育委員会)	
		(担当:)	
小学校			
総学校数 (分校は含まない)	開催済み校数	開催予定校数	実施予定無し
中学校			
総学校数 (分校は含まない)	開催済み校数	開催予定校数	実施予定無し

② 高等学校へ働きかけていること

- ・年度当初に、開催依頼文書を送付して、「開催状況調査書」の提出を求める。「開催状況調査書」の提出期限は、例年2月末（「開催状況調査書」の項目は、文科省の調査内容に準じる。）。

<県立学校に対する開催依頼文書>

22 教体 第 8 号 平成 22 年 4 月 5 日	
各県立学校長 様	体育保健課長 (公印省略)
薬物乱用防止教室の開催について（依頼）	
<p>標記のことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から依頼がありました。つきましては、今後とも薬物乱用防止教育の重要性を一層認識され、保健体育、道徳、特別活動等学校教育活動全体を通して指導の充実を図るようお願いします。</p> <p>なお、『薬物乱用防止教室』開催にあたっては、学校保健計画において位置づけるものとし、生徒と保護者を対象に、警察職員、学校薬剤師、麻薬取締官OB、学校医等の専門家及び、<u>薬物乱用防止教育に造詣の深い教員</u>を講師として、連携を十分に図りながら、<u>中学校・高等学校においては必ず実施することとし、特別支援学校においても、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて、適切に開催していただきますようお願いいたします。</u></p> <p>また、開催後は下記により開催状況調査書の提出をお願いします。</p>	
記	
1 提出期限	教室開催後 1 か月以内 平成 23 年 2 月 18 日（金）【県体育保健課への最終提出日】
2 提出先	県体育保健課
3 提出書類	「開催状況調査書」：別紙様式 1（学校用）1 部 <u>*実施の有無に関わらず、必ず提出してください。</u>
4	昨年度の実施状況を併せて送付いたしますので、御活用ください。
5	講師の依頼については、早めに申し込み、日程調整していただきますようお願いいたします。

- ・年度途中に開催予定日の確認を行う。（前頁の県立学校用文書を発送）
- ・開催していない学校には、個別に開催を依頼。

③ 特別支援学校へ働きかけていること

- ・年度当初に、開催依頼文書を送付して、「開催状況調査書」の提出を求める。
「開催状況調査書」の提出期限は、例年2月末（「開催状況調査書」の項目は、文科省の調査内容に準じる。）。
- ・年度途中に開催予定日の確認を行う（前頁の県立学校用文書を発送）。
※学校数13（分校、分教室を除く）開催校4（H22実績）

④ 関係機関への協力依頼方法

- ・知事部局薬務行政室、県警本部、県薬剤師会、県学校薬剤師会へ年度当初に協力依頼文書を送付。

<関係機関への依頼文書>

	22 教体 第 8 号 平成 22 年 4 月 5 日
県警察本部生活安全部少年課長 県福祉保健部薬務行政室長 県薬剤師会長 県学校薬剤師会長	} 様
	長崎県教育庁体育保健課長 (公印省略)
学校における薬物乱用防止教育の充実について (依頼)	
日頃から、青少年の薬物乱用防止対策に多大の御尽力を賜り感謝申し上げます。	
さて、県教育委員会といたしましても、薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、各市町教育委員会教育長並びに各県立学校長あてに別添 (写) のとおり依頼文書を送付したところであります。	
つきましては、薬物乱用防止教室等の開催について、学校からの講師派遣依頼等がありました際には、御協力をよろしく願います。	

- ・「薬物乱用防止教育推進事業」への参加依頼
- ・薬務行政室との連携 (小学校向けパンフレットの作成)
薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」No! と断る勇気をもとう (平成23年度3月小学校へ配付)

10. 熊本県の取組

(1) 薬物乱用防止教室開催状況

＜公立学校における実施率（％）＞

平成(年度)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	21.4	24.9	44.2	50.8	58.3	61.1	56.1	82.7	74.3	87.0	100
中学校	42.5	49.0	55.7	61.7	62.1	66.5	65.2	88.6	86.3	86.4	100
高等学校	55.6	55.6	75.0	76.7	80.0	75.0	72.4	93.1	80.6	88.9	100

本県の薬物乱用防止教室の実施率は、上記の表に示すとおり年を追って向上し、平成22年度の公立学校の実施率は、全校種で100%となっている。

実施率が向上した主な要因として、「管理職や保健主事等の諸会議や研修会での開催推進」、「各教育事務所と各市町村教育委員会が連携した学校への開催の働きかけ」が挙げられる。特に、小・中学校の教室開催については、10箇所ある教育事務所の体育担当指導主事による薬物乱用防止教育の必要性に関する指導・助言が各学校に浸透し、実施率の向上に確実に結びついている。

課題として、薬物乱用防止に専門性があり、かつ、児童生徒の発達段階に応じた指導力を有する講師を見つけることが各学校では、難しいという現状がある。今後、外部講師に関する情報提供の仕組みの構築など、学校を支援する取組が重要である。

平成22年度現在、本県における私立学校数は、中学校7校、高等学校22校である。薬物乱用防止教室の実施率は、全国の私立学校の平均程度に留まっていることから、今後、私学担当部局に対し、公立学校における薬物乱用防止教室開催に関する情報提供等を行うなど、十分な連携を取っていきたいと考えている。

(2) 薬物乱用防止教室開催推進に向けての取組

① 薬物乱用防止教育研修会（健康教育担当者研修会）の開催

平成9年度から、小・中・高等学校及び特別支援学校の教職員と保護者を対象に、学校における薬物乱用防止教育の必要性とその充実について理解を深め、併せて、健康教育に対する資質の向上を図っている。

※ 平成20年度からは、小・中・高等学校及び特別支援学校の保健主事、養護教諭等の健康教育担当者が対象の健康教育担当者研修会において説明を実施。

② 薬物乱用防止教室講習会の開催と受講者の紹介

平成11年度から、薬物乱用防止教室の講師及び講師を予定している警察職員、学校医、学校薬剤師、保健所職員、学校関係者等の講習会を開催し、当日参加した受講者を各教育事務所及び熊本市教育委員会等へ紹介している。

※ 平成20年度からは、警察職員、麻薬取締官・員OB、学校薬剤師等の薬物に関する専門家対象の講習会に変更。

③ 巡回指導の実施及び地域対話集会への参加

熊本県高等学校教育研究会体育部会と連携し、全県下で開催する地区別研究会（10地区）に出向き、管理職、保健体育科職員及び養護教諭等を対象に、学校における薬物乱用防止教育の必要性和徹底についての説明や資料配付を行っている。

また、必要に応じて、関係機関（薬物乱用防止指導員連合協議会等）への指導や対話集会への参加を通して、薬物乱用防止教育の推進と充実を図っている。

④ 薬物乱用防止教室の開催推進

全小・中・高等学校において、年1回以上は薬物乱用防止教室を開催するよう、管理職や保健主事等の諸会議や研修会で薬物乱用防止教室の意義と必要性を訴え、併せて児童生徒の発達段階に応じた適切な内容になるよう指導を行っている。

特に、小・中学校については、本県に10箇所ある教育事務所（県の地域振興局と同一エリアを管轄）が行う学校の訪問指導や校長・教頭会議及び教職員研修等で、教室の開催推進を行っている。

⑤ 教育教材の配付と活用指導

文部科学省、日本学校保健会及び県薬務衛生課等から提供を受けた教育教材（パンフレット、ビデオ、CD等）や県教育委員会が平成15年度に作成した「薬物乱用防止教育実践教材（各校種別及び保護者用のパワーポイント資料）」を講習会や研修会等の色々な機会を捉えて紹介し、活用指導を行っている。

※ 県教育委員会作成の実践教材は、平成15年8月に全県下の学校、各教育事務所及び教育委員会へ配付。

⑥ 健康教育実態調査による薬物乱用防止教室の開催状況の把握

今後の健康教育の充実に資するため、毎年12月に県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に調査票を送付し、健康教育に係る実態を把握している。

調査内容は大きく15項目あり、その中に、薬物乱用防止教室（喫煙、飲酒防止を含む）等の開催についての項目を設け、各学校での取組状況を把握し、教室未実施の学校について年度内の実施を促している。

調査票は電子媒体で作成しており、その提出方法は、県立学校については直接本課に電子メールにて提出、市町村立の小・中・高等学校及び特別支援学校については関係市町村教育委員会を通じ、関係教育事務所が校種別に集計表に取りまとめ、電子メールにて本課へ提出することとしている。ただし、熊本市教育委員会については、学校数が多いことから校種別に集計表にとりまとめ、直接本課に電子メールで提出している。

⑦ 体育担当指導主事研修会における教室開催に向けた働きかけ

毎年、各教育事務所、熊本市教育委員会及び八代市教育委員会の体育担当指導主事・社会教育主事等を対象とした研修会を開催（平成21年度から年3回開催）している。平成23年度4月の研修会では、本県少年の薬物乱用の検挙状況、本年度の体育保健課の取組や目標、そして、学校への指導等の取組としての薬物乱用防止教育の目標や指導のポイント及び薬物乱用防止教室開催の働きかけ等について説明及び協議を行っている。

また、2月の研修会では、12月実施の健康教育実態調査から各教育事務所管内及び熊本市教育委員会所管の学校における薬物乱用防止教室の開催状況等について資料を提示し、今後の具体的な取組に関する連携を図っている。

⑧ 関係機関・団体との連携による推進

県警察本部生活安全部少年課、県健康福祉部健康局薬務衛生課、各保健所、県薬剤師会、ライオンズクラブ国際協会等と連絡・情報交換など連携を密に図りながら、薬物乱用防止教育の推進を図っている。

<主な連携>

(ア) 県警察本部生活安全部少年課

薬物乱用防止教室講習会における「本県の児童生徒及び少年の実態について」の説明をはじめ、庁舎が隣接しているので定期的に情報交換を行い、学校における薬物乱用防止教室の資料を作成している。

(イ) 県健康福祉部健康局薬務衛生課

熊本県薬物乱用対策推進本部会や薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本実行委員会の会議等において、体育保健課の取組や情報提供等を行い、出席関係機関へ協力依頼を行っている。また、薬務衛生課が主催する研修会や行事等には積極的に参加している。

(ウ) 県薬剤師会

多くの学校で学校薬剤師が薬物乱用防止教室の講師を行っている現状があるので、必要に応じて全県下の公立学校における薬物乱用防止教室の実態調査集計等を県薬剤師会の健康教育プロジェクトに提供し、学校における薬物乱用防止教育の充実を図っている。

(エ) ライオンズクラブ国際協会

青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーン開催に向けての県内各中学校への協力依頼や、その準備委員会において、学校における薬物乱用防止教育のあり方等について説明を実施している。

また、ライオンズクラブが開催する薬物乱用防止教育認定講師養成講座に本課の指導主事を派遣し、「学校における薬物乱用防止教育」についての講義を行っている。

⑨ 新たな取組

これまで、学校においては、薬物乱用以外にも諸課題が山積しているため、時間の確保が難しく、外部講師による薬物乱用防止教室を隔年で開催していたところも見受けられた。

その様な中、平成21年8月下旬、本県の高校生が大麻取締法違反（栽培）容疑で逮捕される事件が発生し、大きな社会問題になったことから、教育長名で「薬物乱用防止教育の徹底について」の通知文を発出した。また、12月実施の健康教育実態調査結果から、薬物乱用防止教室未実施の学校については年度内に実施するよう連絡を行った。しかし、当時は新型インフルエンザ（A/H1N1）の大流行期であり、その影響等で実施率は100%に至らなかった。以下は、近年の主な取組である。

なお、各学校における薬物乱用防止教育の徹底を図るために、各県立学校校長、各教育事務所所長及び熊本市教育長宛に「薬物乱用防止教育の徹底について（通知）」（平成21年8月26日付け教体第672号）及び「薬物乱用防止教室の開催について（依頼）」（平成22年4月7日付け教体第31号）を発出し、「薬物乱用防止教室」を学校が進める薬物乱用防止教育の一環として学校保健計画に位置付け、必ず年1回以上は開催するよう依頼している。

各県立学校長 }
 各教育事務所長 } 様
 熊本市教育長 }

熊本県教育長

薬物乱用防止教育の徹底について（通知）

このことについては、「薬物乱用防止に係る指導の徹底について（通知）」（平成17年3月22日付け教体第1530号）及び「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」（平成20年10月16日付け教体第872号）に基づき、かねてより取り組んでいただいているところですが、今般、県内の高校生が、大麻取締法違反（栽培）容疑で逮捕されるという、大変憂慮すべき事態が発生しました。

覚せい剤等の薬物乱用は、情報化社会、交通手段の進展に伴い、地域格差が少なくなっており、どこにおいても、誰にでも起こりうる深刻な問題となっています。特に、大麻や合成麻薬MDMA等の乱用については、県内でも予想以上に青少年を中心に水面下で広がっているのではないかと懸念されます。

つきましては、薬物乱用による健康被害や社会的な影響の大きさを考慮し、学校における薬物乱用防止に係る指導の重要性を改めて認識し、下記事項に留意のうえ、薬物乱用防止教室の開催及び薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、各教育事務所長におかれては、貴管内の各市町村教育委員会及び各小・中学校（八代教育事務所は、特別支援学校を含む。）に、熊本市教育長におかれては、貴所管の各公立小・中・高等学校に周知をお願いします。

記

- 1 児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。

※ これまで配付の啓発資料（教材）等を有効活用し、指導の強化を図ること。

- 2 薬物乱用防止教室は、学校が進める薬物乱用防止教育の一環として学校保健計画において位置付け、必ず年1回以上は開催するとともに、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、その指導の一層の充実を図ること。

<参考>

薬物乱用防止教室の開催状況について（平成18～20年度における教室開催率）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小 学 校	56.1%	82.7%	74.3%
中 学 校	65.2%	88.6%	86.3%
高 等 学 校	72.4%	93.1%	80.6%

教体第31号

平成22年4月7日

各県立学校長 }
各教育事務所長 } 様
熊本市教育長 }

熊本県教育長

薬物乱用防止教室の開催について（依頼）

このことについては、「薬物乱用防止教育の徹底について」（平成21年8月26日付け教体第672号）で通知しているところですが、別添のとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から依頼がありました。

つきましては、「薬物乱用防止教室」を学校が進める薬物乱用防止教育の一環として学校保健計画に位置付け、必ず年1回以上は開催するとともに、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、指導の一層の充実を図られますようお願いいたします。

なお、各教育事務所長におかれては、貴管内の各市町村教育委員会及び各小・中学校（八代教育事務所は、特別支援学校を含む。）に、熊本市教育長におかれては、貴所管の各公立小・中・高等学校に周知をお願いします。

【平成21年度の取組】

（ア）熊本県高等学校教育研究会体育部会と連携

全県下で開催する地区別研究会（10地区）において管理職、保健体育科職員及び養護教諭等を対象に、学校における薬物乱用防止教育の必要性和徹底について説明した。

（イ）県教育広報誌「教育くまもと」による啓発

県内の公私立学校の教職員や教育関係機関に配付（17,200部）する県教育広報誌「教育くまもとNo.51（12月発行）」の国や本県の教育改革に関する働きを中心に紹介する教育改革コーナーにおいて、学校における薬物乱用防止教育について情報を提供した。

本県（少年）の「薬物乱用の検挙状況」
 ■1～10月末の検挙状況比較【原警察本部生活安全部少年課】

	H20年	H21年	前年比	備 考
覚せい剤	6(3)	3(2)	- 3	
大麻	1(1)	1(0)	± 0	
シンナー	45(21)	59(33)	+14 (+12)	中学生11(11) 高校生10(5)
MDMA	1(0)	1(1)	± 0	

※本県では、シンナー乱用による検挙者数が増加
 ※() 内は、女子で内数

平成21年8月下旬、覚せい剤や大麻などの所持や使用、取扱いの疑いで、学校関係者が逮捕される事件がありました。現在、大麻・覚せい剤等の薬物乱用は、情報化社会、交通手段の進展に伴い、地域格差がなくなってきたしており、どこにおいても、「誰にでも起こりうる」深刻な問題となっています。

「NO-DRUGS」
 薬物乱用のならぬ社会を
 学校における薬物乱用防止教育でつくりたい

我が国における薬物乱用の現状は、これまでの10年間の戦略の実施により、覚せい剤事犯の検挙人数は減少傾向となっているものの、依然として厳しい状況にあります。

薬物乱用の恐ろしさ

「一回だけなら平気だろう」、「悪さをかけなければ個人の自由ではないか」という安易な考えで薬物に手を出してしまうと、本人の心や体をむしばむばかりか、その家族も含めた多くの人々の人生を、取り返しのつかないものにしてしまいます。大麻や覚せい剤等の薬物は、使用すると止められなくなるという「依存性」や「幻覚・妄想」に伴った「自傷他害等の犯罪を起す危険性」があります。心身の発育、発達段階にある児童生徒にとって薬物の影響は極めて深刻です。



学校では、子どもたち一人ひとりの夢と希望を育むため、児童生徒に薬物乱用についての正確な情報と基礎知識を身に付けさせ、薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図ることが目標となります。平成20年の薬物事犯の年代別構成比率では、大麻及びMDMA等合成薬による10代・20代の検挙者数が、全体の約60%を占めています。薬物乱用は低年齢化しながら広がっており、今後益々、薬物乱用防止教育の充実が重要になってきます。

学校における目標

●お問い合わせ先
 県教育庁 体育保健課
 健康教育部
 ☎096(33)33(2)712



「薬物乱用防止教室開催」(県立菊池高等学校)

薬物乱用防止教室は、警察職員、麻薬取締官・OB、学校薬剤師等の専門家を講師として招き、「一年一回以上」は開催することとなっています。児童生徒の健全育成を図るため、教職員が一丸となり、薬物の乱用を許さない環境づくりをお願いします。

薬物乱用防止教室の開催

(ウ) 熊本県高等学校保健会との連携 (県内高等学校の88校加盟)
 平成22年1月に開催した「第47回熊本県高等学校保健研究協議会」において、高等学校における薬物乱用防止教育のあり方等について協議を行った。

【平成22年度の取組】

(ア) 健康教育管理職研修会の開催

各学校で校長を中心に全職員で課題を共有し、薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、県内の各小・中・高等学校及び特別支援学校の管理職（校長）を対象とした研修会を平成22年7月9日に開催した。なお、この研修会は、高等学校保健会生徒保健委員連絡協議会と併せて開催しており、県内高等学校の生徒保健委員も参加している。

(イ) 薬物乱用防止教室の講師一覧の作成

毎年実施する健康教育実態調査に、学校で開催した教室の外部講師についての調査項目（所属先、職名、氏名、実施内容、演題）を設け、実施学校名を記載した「講師一覧表」を作成し、各学校へ情報提供を行った。各学校ではこの資料をもとに学校間で連絡を取り、講師選定を行っている。

なお、実施内容については、以下の表のとおり「喫煙防止を中心とした内容」「飲酒防止を中心とした内容」「薬物乱用防止を中心とした内容」「その他」の4項目に分けている。

薬物乱用防止教室の講師について					
講師一覧を作成し、各学校等への情報提供資料にしますので、本年度実施した薬物乱用防止教室の講師についてお教え下さい。（教室開催の回数等の関係で講師が複数いる場合は全て記入願います。）					
	所属先	職名	氏名	実施内容	演題(テーマ)等
1				A	
2				B	
3				C	
4				D	
5				A	
6				A	
7				A	
8				A	
9				A	
10				A	

※ 内容の入力方法等について
 ①フルダウソ入力になっていますので、下記を参考に教室の実施内容「A・B・C・D」を選択してください。
 ②教室の実施内容について
 A=喫煙防止を中心とした内容 B=飲酒防止を中心とした内容 C=薬物乱用防止を中心とした内容 D=その他

